

会員の皆様を対象に、各地域で無料相談会を実施します

記帳確認指導会実施のお知らせ

時間	月日	会場
各日とも 開催時間は、 午前 9:30~11:30 午後 13:00~16:00 完全予約制	10月29日 (木)	松山市総合コミュニティセンター 2階第4・第5会議室 松山市湊町7丁目5番地 TEL 921-8222
	11月6日 (金)	松山市総合コミュニティセンター 2階第1・第2会議室 松山市湊町7丁目5番地 TEL 921-8222
	11月9日 (月)	三津浜支所 2階 中会議室 松山市三津3丁目2-30 TEL 951-1157
	11月10日 (火)	愛媛県生活文化センター 2階 第一研修室 松山市北持田町139-2 TEL 933-1369
	11月11日 (水)	松山市総合コミュニティセンター 2階第1・第2会議室 松山市湊町7丁目5番地 TEL 921-8222

～「記帳確認指導会」の完全予約制のお知らせ～

今年度より「記帳確認指導会」は、「完全予約制」で開催します。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、来所者の人数を制限しての開催となります。各会場、ご都合のよい日時で、あらかじめご予約のうえ、ご来所ください。(ご予約は、松山青色申告会 事務局 TEL 941-7711 まで)

パソコン会計をご利用の方

①HP予約

又は

②電話予約

①ホームページで予約してください!

松山青色申告会ホームページ

<http://matsuo.jp/>



手書きで記帳されている方

②電話予約のみ

②お電話で予約してください!

松山青色申告会 TEL 941-7711

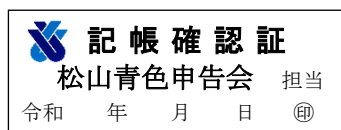
※今回、『正しく記帳されているかの確認』を行い『記帳(転記)もれ』や『記帳間違い』などを総合的に判断します。

※決算申告期になって慌てないためにも、今から日々の記帳をしっかりとしましょう!

※今回チェックを受けることで決算申告にかかる時間を短縮しましょう!

※記帳確認を受けられた方には「記帳確認証スタンプ」を現金出納帳に押し、記帳が正しくできていることを表示します。

記帳確認証スタンプ



※税務署提出の決算書に記帳確認証スタンプを押し提出します。(e-Taxの場合も記帳確認表示のうえ送信します) 又、「記帳確認シール」を発行しますので来年1～3月の指導会にシールを持参ください。

裏面もご覧下さい➡

持 参 物

- ◆令和2年分各帳簿（現金出納帳・経費帳・預金通帳等）毎月の集計表
- ◆30年分・元分決算書・申告書控・売上内容の分かる帳簿・消費税申告書・消費税届出控
- ◆パソコン会計の方は、データをバックアップしてお持ち下さい（ノートパソコンの持参可能です）
- ◆専従者給与・従業員給与源泉徴収簿綴り【専従者給与の金額変更したい場合は今までの届出控】
- ◆令和2年中に車等購入や下取りがあった場合・・・請求書・領収書・ローン明細
- ◆令和2年中に借入があった場合・・・銀行の返済明細書
- ◆売掛金の回収ができない場合・・・売掛台帳（何年何月の売上分か確認できるもの）

当日はこんな相談も受け付けます！

- ☆ コロナウイルスで影響を受けた事業所向けの各種支援策を聞きたい。
- ☆ 減価償却資産の計算を毎年計算して送ってほしい。
- ☆ 会計ソフト「ブルーリターンA」をもっと活用させたい。
- ☆ 消費税軽減税率制度について詳しく聞きたい！

売上金額は請求書・領収書と一致していますか？（税務調査でのチェック否認が多い事項）

- ① 現金出納帳は記入しているか。現金残高は一致しているか
- ② レジシート・予約表・納品書・請求書・領収書と一致しているか
- ③ 売掛台帳・締後売上12月分計上しているか
- ④ 自動販売機手数料は雑収入に計上しているか
- ⑤ 報酬明細書・支払調書（源泉税相殺分は売上に含めること）
- ⑥ 家賃管理明細（管理料等相殺分は収入に含めること）
- ⑦ 自家消費は計上しているか
- ⑧ 工事注文書・請負契約書と入金金額は一致しているか
- ⑨ ネット販売通知書（手数料相殺分は売上に含めること）
- ⑩ 農協販売・市場精算書（手数料相殺分は収入に含めること）

会場地図

松山市総合コミュニティセンター



三津浜支所



愛媛県生活文化センター



※各会場の駐車場は台数に限りがございますので、指導会にご来所の際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

主 催：松山青色申告会

問合せ先：松山青色申告会（愛媛中小企業指導センター内）

TEL 941-7711 FAX 947-4251